

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成25年10月22日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成25年11月26日（火曜日） 午後2時から	坂出市室町2丁目3番5号 坂出合同庁舎4階会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成25年11月5日（火曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び坂出市建設経済部都市整備課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

坂出都市計画臨港地区の変更案の概要

都市計画坂出港臨港地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
坂出港臨港地区	615ha	1 分区の名称及び面積
		(1) 商港区 49.4ha
		(2) 工業港区 515.3ha
		(3) 漁港区 1.3ha
		(4) 保安港区 23.8ha
		(5) 修景厚生港区 2.9ha
		(6) 無分区 21.9ha
2 分区の規制内容の概略		
		坂出市管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び坂出市建設経済部都市整備課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。